



# 三重県公報

令和4年6月30日(木)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
46	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(税務企画課)	2

規 則

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年六月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県規則第四十六号**

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則(平成二十七年三重県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式の二までを次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日  県税事務所長 宛て	申 請 者	住 所	
		氏 名	
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	年 月 日生
		事務所又は事業所の所在地	
		屋 号	
		電 話 番 号	
		事業の種類	
個人の事業税の不均一課税申請書 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例第3条の規定により、次のとおり申請します。			
不均一課税を受けようとする年度		年 度	
施設を事業の用に供した日		年 月 日	
地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた日		年 月 日	
中小事業者の判定		該当する・該当しない	
本県分の課税標準となる所得金額 (イ)		円	
本県内の事務所又は事業所の従業者の数 (ロ)		人	
新設又は増設した施設に係る従業者の数 (ハ)		人	
新設又は増設した施設に係るものとして計算した所得金額 $(イ) \times \frac{(ハ)}{(ロ)}$ (ニ)		円	
三重県県税条例第48条の4に規定する税率 (ホ)		$\frac{\quad}{100}$	
不均一課税による税率 (ヘ)		$\frac{\quad}{100}$	
税 額	(ニ) × (ホ) (ト)	円	
	(ニ) × (ヘ) (チ)	円	
軽 減 税 額 (ト) - (チ) (リ)		円	
既に軽減の確定した当該年度分の税額 (ヌ)		円	
この申請により軽減を受けようとする税額 (リ) - (ヌ)		円	

注 1 地域再生法第17条の2第3項の認定については、同条第1項第1号の「移転型」のみを対象とします。

2 「中小事業者の判定」欄には、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者である場合は「該当する」を、それ以外の法人の場合は「該当しない」を○で囲んでください。

3 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出してください。

第2号様式（第2条関係）

県税事務所長 宛て	年 月 日	申 請 者	所在地					
			法人名					
			代表者名					
			法人番号					
			この申請に 応答する者の 氏名		電話番号			
			事業の種類					
法人の事業税の不均一課税申請書 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例第3条の規定により、次のとおり申請します。								
不均一課税を受けようとする事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	申告納付期	年 月 日					
地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた年月日			年 月 日					
中小事業者、中小企業者又は中小通算法人の判定			該当する・該当しない					
施設を事業の用に供した日			年 月 日					
電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の場合	新設又は増設した施設に係る固定資産の価額		イ	円				
	本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額		ロ	円				
鉄道事業又は軌道事業の場合	新設又は増設した軌道のうち特別償却施設に係る軌道の延長キロメートル数		ハ	km				
	本県内に有する軌道の延長キロメートル数		ニ	km				
上記以外の業種の場合	新設又は増設した施設に係る従業者の数		ホ	人				
	本県内に有する事務所又は事業所の従業者の数		ヘ	人				
区 分	課税標準 A	$\frac{イ}{ロ}$ 、 $\frac{ハ}{ニ}$ 又は $\frac{ホ}{ヘ}$ B	施設に係る課税標準 (A×B) C	税率 D	税 額 (C×D)	軽減税額		
所 得	年 万円以下の金額 ①	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円 ト	円 (トーチ)		
	年 万円を超え 年 万円以下の金額 ②			$\frac{\quad}{100}$	チ			
				$\frac{\quad}{100}$	リ	円 (リーヌ)		
				$\frac{\quad}{100}$	ヌ			

金	年 万円を超える金額 ③			$\frac{\quad}{100}$	ル	(ルーラ)
				$\frac{\quad}{100}$	ラ	
額	計 ① + ② + ③				(ト+リ+ル) ワ	(ワーカ)
					(チ+ヌ+フ) カ	レ
	軽減税率 不適用法人の金額			$\frac{\quad}{100}$	ヨ	(ヨータ)
				$\frac{\quad}{100}$	タ	ソ
既に軽減の確定した当期分の税額			ツ	円		
この申請により軽減を受けようとする税額 (レ又はソ) - ツ				円		

- 注 1 地域再生法第17条の2第3項の認定については、同条第1項第1号の「移転型」のみを対象とします。
- 2 「中小事業者、中小企業者又は中小通算法人の判定」欄には、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人である場合は「該当する」を、それ以外の法人の場合は「該当しない」を○で囲んでください。
- 3 「課税標準A」欄は、事業税の申告書の課税標準欄より、それぞれ該当する金額を転記してください。
- 4 「税率D」欄の上段には、三重県県税条例第43条（平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税については、同条例附則第14条の2の2の規定により読み替えて適用される同条例第43条）に規定する税率を記載し、下段には、不均一課税による税率を記載してください。
- 5 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出してください。

第3号様式（第2条関係）

年 月 日  県税事務所長 宛て	申 請 者	住 所 (所在地)				
		氏 名 (名称及び 代表者氏名)				
		個人番号又は 法人番号				
		この申請に 応答する者の 氏名		電話 番号		
		事業の種類				
不動産取得税の課税免除申請書 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例第3条の規定により、次のとおり申請します。						
地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた年月日			年 月 日			
中小事業者、中小企業者又は中小通算法人の判定			該当する・該当しない			
土 地	所在地					
	地 積	平方メートル				
	取得年月日	年 月 日				
	施設の建設着工日	年 月 日				
家 屋	取得価額	円				
	所在地					
	床面積	平方メートル				
	取得年月日	年 月 日				
事業の用に供した日	取得価額	円				
	事業の用に供した日	年 月 日				
施設の概要						

- 注 1 地域再生法第17条の2第3項の認定については、同条第1項第1号の「移転型」のみを対象とします。
- 2 「中小事業者、中小企業者又は中小通算法人の判定」欄には、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人である場合は「該当する」を、それ以外の法人の場合は「該当しない」を○で囲んでください。
- 3 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出してください。

第4号様式（第2条関係）

年 月 日  県税事務所長 宛て	申 請 者	住 所 (所在地)			
		氏 名 (名称及び 代表者氏名)			
		個人番号又は 法人番号			
		この申請に 応答する者の 氏名	電話 番号		
		事業の種類			
固定資産税の不均一課税申請書 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例第3条の規定により、次のとおり申請します。					
地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた年月日		年 月 日			
中小事業者、中小企業者又は中小通算法人の判定		該当する・該当しない			
施設 の 所 在 地					
施設 の 取 得 年 月 日		年 月 日			
大規模 償却資 産の課 税標準 額	総 額	円			
	市町課税標準額	円			
	県課税標準額	円			
上記のうち不均一課税を受けようとする施設の課税標準額 (機械及び装置) (イ)		円			
三重県県税条例第159条に規定する税率 (ロ)		100			
不均一課税による税率 (ハ)		100			
税 額	(イ) × (ロ) (ニ)	円			
	(イ) × (ハ) (ホ)	円			
この申請により軽減を受けようとする税額 (ニ) - (ホ)		円			
設 備 の 概 要					

- 注 1 地域再生法第17条の2第3項の認定については、同条第1項第1号の「移転型」のみを対象とします。
- 2 「中小事業者、中小企業者又は中小通算法人の判定」欄には、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人である場合は「該当する」を、それ以外の法人の場合は「該当しない」を○で囲んでください。
- 3 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出してください。

第4号様式の2（第2条関係）

年 月 日  県税事務所長 宛て	申 請 者	住 所 (所在地)		
		氏 名 (名称及び 代表者氏名)		
		個人番号又は 法人番号		
		この申請に 応答する者の 氏名	電話 番号	
		事業の種類		
固定資産税の課税免除申請書 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例第3条の規定により、次のとおり申請します。				
地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた年月日			年 月 日	
中小事業者、中小企業者又は中小通算法人の判定			該当する・該当しない	
施設の所在地				
施設の取得年月日		年 月 日		
大規模 償却資 産の課 税標準 額	総 額			円
	市町課税標準額			円
	県課税標準額			円
上記のうち課税免除を受けようとする施設の課税標準額（機械及び装置）				円
課税免除を受けようとする税額				円
設備の概要				

- 注 1 地域再生法第17条の2第3項の認定については、同条第1項第1号の「移転型」のみを対象とします。
- 2 「中小事業者、中小企業者又は中小通算法人の判定」欄には、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人である場合は「該当する」を、それ以外の法人の場合は「該当しない」を○で囲んでください。
- 3 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出してください。



## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則(次項において「旧規則」という。)に基づいて提出されている申請書は、改正後の三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---